破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０号
広島県福山市新市町大字宮内17番地７
破産者　九門　弘人
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１８５９号
さいたま市南区鹿手袋５－４－１　ガーデンステイツ武蔵浦和204号室、破産申立時の住所さいたま市南区白幡３丁目12番23―803号
破産者　中村　法文
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６０号
宮城県角田市角田字田町138番地１、破産申立時の住所さいたま市南区白幡３丁目12番23―803号、破産手続開始決定の住所宮城県角田市角田字田町139番２号
破産者　中村　　恵
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９３号
さいたま市見沼区大字南中丸524番地14
破産者　樋本　茂樹
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
埼玉県新座市野火止５丁目15番25―105号
破産者　松田チカ子
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
埼玉県新座市野火止５丁目15番25―105号
破産者　松田　哲夫
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
埼玉県新座市野火止５丁目22番10号
破産者　浅倉　行雄
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
埼玉県川口市芝４丁目23番19号
破産者　加藤　純子
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区21棟401号、開始決定時の住所さいたま市南区大字大谷口5413番地　５棟102号
破産者　佐野　弘典
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
神戸市北区山田町下谷上字西畑１番地　末広荘
破産者　松田　**隆**次
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８４号
札幌市豊平区福住３条９丁目４番15号
破産者　安部とみえ
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字西田中５番地
破産者　高橋　通郎
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３６８号
宮城県名取市手倉田字八幡604番地　Ｄ’クラディア名取駅前607号
破産者　後藤　夕子
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
宮城県塩竈市新浜町２丁目14番９号　あさひ荘102号
破産者　斉藤　　真（旧姓小澤）
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
仙台市若林区荒浜字中丁８番地
破産者　二瓶　眞助
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
群馬県多野郡神流町大字生利1510番地
破産者　飯塚　重弘
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６１７号
金沢市額新保１丁目１番地１　県営住宅額浦野森２棟13号、開始決定時の住所金沢市有松５丁目５番30号　プラドールＮＯＶＡ　Ｂ棟201号、従前々の住所石川県石川郡野々市町本町５丁目８番36号
破産者　岸　　健治
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７１２号
金沢市上荒屋４丁目126番地
破産者　幸山　建士
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所